

第156回
奈良県
都市計画
審議会
報告事項

大和都市計画区域の市街化調整区域における
容積率等の変更について

大和都市計画区域の市街化調整区域における 容積率等の変更（奈良県指定）

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下、「法」という。）の規定に基づき、大和都市計画区域のうち、奈良市、橿原市及び生駒市の区域を除く市街化調整区域内における容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を次のとおり定める。

法第52条第1項第6号の規定に基づく数値 (容積率)	法第53条第1項第6号の規定に基づく数値 (建ぺい率)	法別表第3(に)欄の5の項の規定に基づく数値 (道路斜線勾配)	法第56条第1項第2号二の規定に基づく数値 (隣地斜線勾配)	面積
10分の8	10分の3	1.25	1.25	約 3,734.9 ha
10分の8	10分の4	1.25	1.25	約 19.4 ha
10分の8	10分の5	1.25	1.25	約 2,796.5 ha
10分の10	10分の4	1.25	1.25	約 1,154.7 ha
10分の10	10分の6	1.25	1.25	約 11.1 ha
10分の20	10分の6	1.25	1.25	約 18,630.8 ha
10分の20	10分の7	1.25	1.25	約 118.2 ha
10分の20	10分の7	1.5	1.25	約 608.3 ha
10分の40	10分の7	1.5	2.5	約 35,891.1 ha
区域は計画図表示のとおり				合計 約 62,965.0 ha

理由

「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」による区域指定に伴い、当該区域（葛城市：9.2ha）における容積率を10分の40から10分の20に、建ぺい率を10分の7から10分の6に、道路斜線勾配を1.5から1.25に、隣地斜線勾配2.5を1.25にそれぞれ変更した。

告示日 平成27年4月21日

【 葛城市の変更内容 】

	変更前	変更後
容積率400%、建ぺい率70%、 道路斜線勾配1.5、隣地斜線勾配2.5	1102.1ha	1092.9ha (-9.2)
容積率200%、建ぺい率60%、 道路斜線勾配1.25、隣地斜線勾配1.25	1788.6ha	1797.8ha (+9.2)

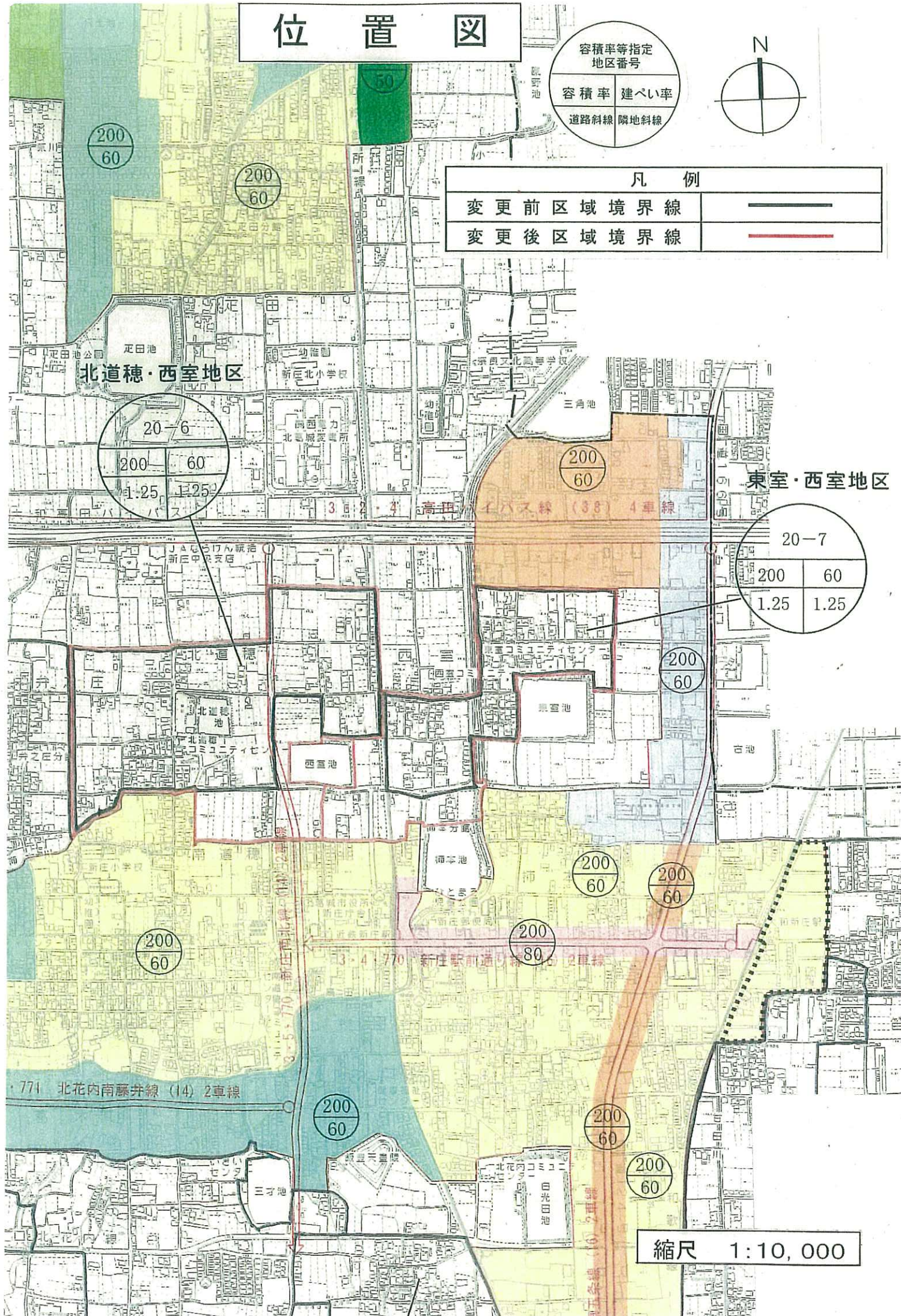
変更区域は変更区域図のとおり

位置図

容積率等指定 地区番号	
容積率	建ぺい率
道路斜線	隣地斜線



凡例	
変更前区域境界線	—
変更後区域境界線	—



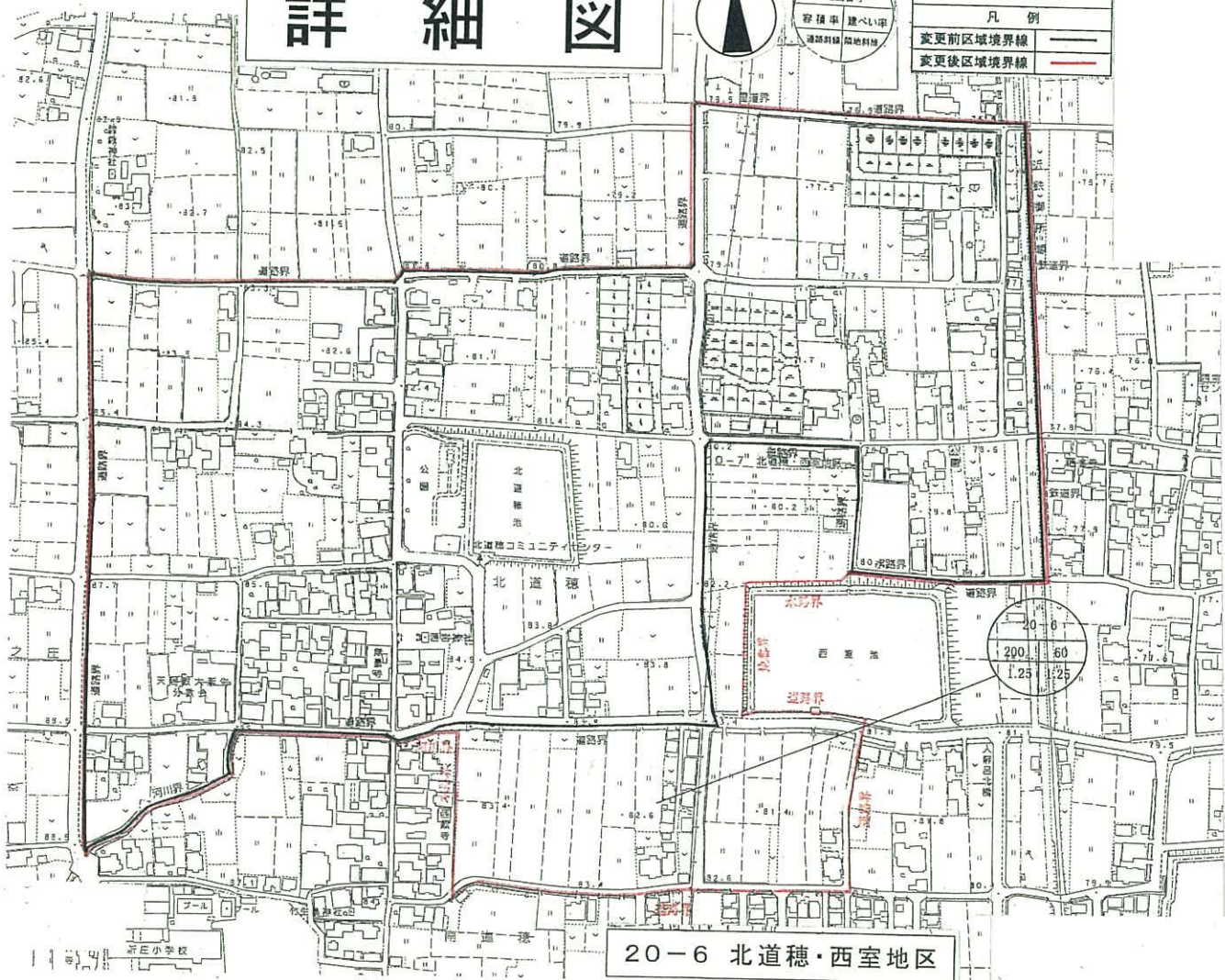
縮尺 1:10,000

詳細図



容積率等指定
地区番号
容積率 建ぺい率
道路幅員 道路斜線

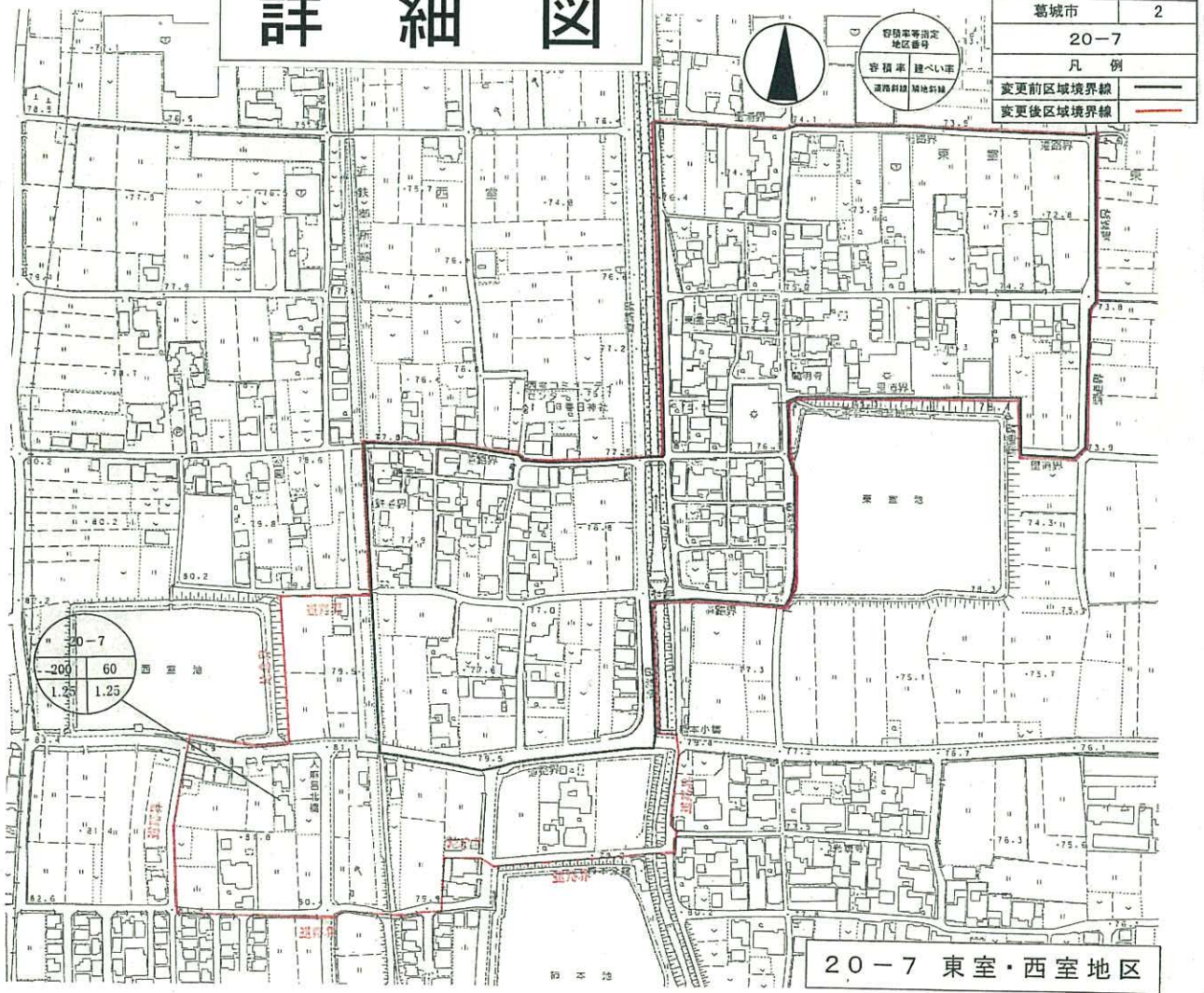
葛城市	1
20-6	
凡例	
変更前区域境界線	—
変更後区域境界線	—



20-6 北道穂・西室地区

縮尺 1/5,000

詳細図



葛城市	2
20-7	
凡例	
変更前区域境界線	—
変更後区域境界線	—

20-7 東室・西室地区

縮尺 1/5,000